

## Ⅱ 三島市水道事業の現況

平成29年3月31日現在

### 1 上水道事業開始年月日

創設認可年月日 昭和23年12月21日

供用開始年月日 昭和24年8月1日

### 2 上水道施設の状況

(1) 行政区域内居住人口 (A) 111,239人

(2) 給水区域内人口 (B) 108,079人

(3) 現在給水人口 (C) 107,887人

(4) 普及率 水道普及率 (C)/(A) 97.0%

給水普及率 (C)/(B) 99.8%

(5) 水源地及び水源地からの送水量

裾野市伊豆島田字赤石 深井戸 6本 平成28年度 1日平均 22,409m<sup>3</sup>

(6) 県営駿豆水道からの受配水施設及び受水量

北沢低区配水池 PC造り 4,200m<sup>3</sup> 2池 平成28年度 1日平均 19,666m<sup>3</sup>

※平成14年度から二部料金制となり、①基本料金(平成21年5月分まで責任水量30,000m<sup>3</sup>×30円/日、平成21年6月分から平成22年3月分まで責任水量28,500m<sup>3</sup>×30円/日、平成22年4月から責任水量28,800m<sup>3</sup>×30円/日)と②使用料金(使用水量×6円/m<sup>3</sup>)の合計額となっている。

※平成24年4月分から責任水量30,000m<sup>3</sup>×30円/日

### 3 上水道業務の状況

(1) 配水能力 78,000 m<sup>3</sup>/日

(2) 年間総配水量(28年度実績) 15,173,908 m<sup>3</sup>

(3) 1日最大配水量(28.12.31記録) 44,561 m<sup>3</sup>

(4) 1日平均配水量(28年度実績) 41,572 m<sup>3</sup>

(5) 1人1日最大配水量( " ) 413 リットル

(6) 1人1日平均配水量( " ) 385 リットル

(7) 年間有収水量( " ) 12,680,313 m<sup>3</sup>

(8) 有収率( " ) 83.6 %

(9) 給水件数 47,278 件

#### 4 上水道事業の計画経営規模

##### (1) 給水区域

ア 佐野、沢地、川原ヶ谷、谷田、塚原新田、市山新田、三ツ谷新田及び笹原新田の各一部並びに山中新田及び五輪を除く全市域

イ 函南町間宮及び塚本の各一部

(2) 計画給水人口 124,000人

##### (3) 計画給水量

計画1人1日平均給水量 527  $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$

計画1人1日最大給水量 629  $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$

計画1日最大給水量 78,000  $\text{m}^3$

##### (4) 水源

ア 伊豆島田浄水場 地下水 48,000  $\text{m}^3/\text{日}$

(S48.12.10 裾野市との申合せ)

イ 県営駿豆水道 契約水量 30,000  $\text{m}^3/\text{日}$  (平成21年5月分まで)  
 28,500  $\text{m}^3/\text{日}$  (平成21年6月分から平成22年3月分まで)  
 28,800  $\text{m}^3/\text{日}$  (平成22年4月分から)  
 30,000  $\text{m}^3/\text{日}$  (平成24年4月分から)

##### (5) 配水系統

###### ア 伊豆島田系

水源区	1日最大給水量及び給水人口	9,400 $\text{m}^3$	(14,400人)
高 区	〃	17,200 $\text{m}^3$	(29,500人)
中 区	〃	21,400 $\text{m}^3$	(35,000人)
計	〃	48,000 $\text{m}^3$	(78,900人)

###### イ 駿豆水道系

低 区 (1)	1日最大給水量及び給水人口	8,000 $\text{m}^3$	(12,400人)
低 区 (2)	〃	13,800 $\text{m}^3$	(23,000人)
箱根区	〃	8,200 $\text{m}^3$	(9,700人)
計	〃	30,000 $\text{m}^3$	(45,100人)
合 計	〃	78,000 $\text{m}^3$	(124,000人)

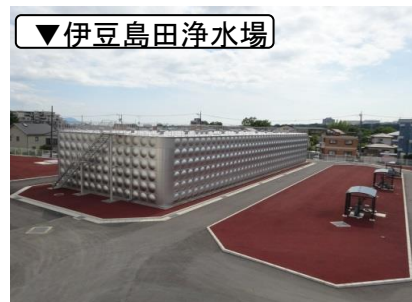
## 5 上水道施設の概要

(1) 伊豆島田浄水場(昭和39年度建設・平成23～27年度改築)

ア 所在地 裾野市伊豆島田字赤石430外

イ 敷地面積 7,541.93㎡(2,285.43坪)

ウ 取水設備



名称	標高	構造	
		深井戸	ポンプ
第1号井	98.9m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×6m <sup>3</sup> /min 32m×55kw
第2号井	98.9m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×7.4m <sup>3</sup> /min 32m×63kw
第3号井	99.0m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×6m <sup>3</sup> /min 38m×55kw
第4号井	98.8m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×7.4m <sup>3</sup> /min 38m×63kw
第5号井	98.8m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×7.5m <sup>3</sup> /min 38m×75kw
第6号井	99.1m	φ 500m/m×60m	水中モーターポンプ φ 250m/m×7.5m <sup>3</sup> /min 38m×75kw

エ 導水設備 ダクティル铸铁管 φ250m/m 延長283m

オ 浄水設備

(ア) 着水池 SUS製 3.0m×5.5m×3.5m 1池

(イ) 配水池 SUS製 16.0m×23.0m×6.0m 2,000m<sup>3</sup> 2池

緊急遮断弁 800m/m 1台

緊急遮断弁 400m/m 1台

(ウ) 滅菌機 次亜塩素酸ナトリウム溶液注入方式 2台

カ 送水設備 両吸込過巻ポンプ

φ 200m/m×3.15m<sup>3</sup>/min 60m×55kw 3台

キ その他

(ア) 非常用発電設備 ガスタービン機関発電機 400KVA, 400V 1台

(イ) 管理棟 鉄筋コンクリート造り2階建 1棟 571.11㎡

(2) 末広配水場(平成10年度建設)

ア 所在地 三島市佐野字末広山1647-277

イ 敷地面積 1,991.01㎡(602.3坪)

ウ 配水池 PC造り 1,500㎥ 1池

内層 100㎥ 径 7.0m×6.7m 外層 1,400㎥ 径 19.0m×6.7m

緊急遮断弁 100m/m 1台

緊急遮断弁 150m/m 1台

エ 管理棟 RC造り 1棟 84.07㎡ (F1階、B1階)



(3) 水源区配水場(昭和48年度建設)

ア 所在地 三島市芙蓉台3丁目22-4外

イ 敷地面積 1,511.9㎡(457.35坪)

ウ 配水池 PC造り 2,000㎥ 1池

緊急遮断弁 400m/m 1台

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 150m/m×2.0㎥/min 79m×45kw 2台



(4) 中区配水場(昭和44年度建設)

ア 所在地 三島市富士ビレッジ51-9外

イ 敷地面積 3,842.11㎡(1,162.24坪)

ウ 配水池 PC造り 3,000㎥ 2池



緊急遮断弁 700m/m 2台

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 150m/m×3.15m<sup>3</sup>/min 80m×75kw 4台(常用3台)

オ 非常用発電設備 ディーゼル機関発電機 200KVA, 400V 1台

カ 管理棟 RC造り平屋建 1棟 72.15m<sup>2</sup>

(5) 高区配水場(昭和45年度建設)

ア 所在地 三島市富士見台4548-2外

イ 敷地面積 2,746m<sup>2</sup>(830坪)

ウ 配水池 RC造り 1,500m<sup>3</sup> 2池

緊急遮断弁 350m/m 2台

RC造り 600m<sup>3</sup> 1池

緊急遮断弁 250m/m 1台



(6) 北沢低区配水場(昭和49年度建設)

ア 所在地 三島市北沢378-2外

イ 敷地面積 4,928.13m<sup>2</sup>(1,490.76坪)

ウ 配水池 PC造り 4,200m<sup>3</sup> 2池

緊急遮断弁 500m/m 1台

緊急遮断弁 450m/m 1台

エ 管理棟 RC造り 1棟 386m<sup>2</sup>(117坪 F1階、B1階)

オ 送水設備 うず巻ポンプ

φ 150m/m×2.16m<sup>3</sup>/min 75m×45kw 3台

カ 非常用発電設備 ディーゼル機関発電機 250KVA, 400V 1台



キ 応急給水施設

(7) 北沢調圧槽(昭和50年度建設)

- ア 所在地 三島市北沢372-6  
イ 敷地面積 272.66㎡(82.48坪)  
ウ 調圧槽 RC造り 200m<sup>3</sup> 1池



(8) 赤王山低区配水場(昭和56年度建設)

- ア 所在地 三島市谷田字内割2272-1外  
イ 敷地面積 3,605㎡(1,090.51坪)  
ウ 配水池 RC造り 450m<sup>3</sup> 2池  
エ 送水設備 水中モーターポンプ  
φ 125m/m×1.54m<sup>3</sup>/min 5.5m×15kw 3台



(9) 赤王山高区配水場(平成12年度建設)

- ア 所在地 三島市玉沢字南山477-6  
イ 敷地面積 1,681㎡(508.50坪)  
ウ 配水池 PC造り 2,000m<sup>3</sup> 1池  
緊急遮断弁 300m/m 1台  
エ 加圧設備 配水ポンプ φ 40m/m×0.2m<sup>3</sup>/min 30m×2.2kw 2台  
オ 計器室 補強コンクリートブロック造り 1棟 26.22㎡



カ 応急給水施設

(10) 玉沢中継ポンプ場(昭和53年度建設)

- ア 所在地 三島市谷田字菖蒲沢2296-1307  
イ 敷地面積 427㎡(129.7坪)



ウ 配水池 RC造り 30m<sup>3</sup> 2池

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 100m/m×1.39m<sup>3</sup>/min 83m×37kw 2台

(11) 阿部野配水場(昭和53年度建設)

ア 所在地 三島市谷田字カンラガシ2294-540外

イ 敷地面積 519m<sup>2</sup>(157坪)

ウ 配水池 RC造り 150m<sup>3</sup> 2池

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 100m/m×1.11m<sup>3</sup>/min 52m×15kw 2台



(12) 市山配水場(昭和54年度建設)

ア 所在地 三島市谷田字台崎2300-364外

イ 敷地面積 473m<sup>2</sup>(143.08坪)

ウ 配水池 RC造り 100m<sup>3</sup> 2池

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 100m/m×0.97m<sup>3</sup>/min 58m×15kw 2台



(13) 三ツ谷配水場(昭和55年度建設)

ア 所在地 三島市谷田字台崎2301-1504外

イ 敷地面積 958m<sup>2</sup>(289.80坪)

ウ 配水池 RC造り 200m<sup>3</sup> 2池

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 65m/m×0.35m<sup>3</sup>/min 67m×7.5kw 2台





(14) 台崎配水場(昭和55年度建設)

ア 所在地 三島市谷田字台崎2302-52外

イ 敷地面積 769㎡(232.62坪)

ウ 配水池 RC造り 100m<sup>3</sup> 2池

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 40m/m×0.14m<sup>3</sup>/min 77m×5.5kw 2台



(15) 笹原配水場(昭和55年度建設)

ア 所在地 三島市谷田字台崎2304-201外

イ 敷地面積 643㎡(194.51坪)

ウ 配水池 RC造り 100m<sup>3</sup> 2池



(16) 富士見台配水場(昭和55年度建設・昭和60年度受贈)

ア 所在地 三島市富士見台10-4外

イ 敷地面積 1,259㎡(380.85坪)

ウ 配水池 PC造り 650m<sup>3</sup> 1池



(17) 富士見台ポンプ場(昭和55年度建設・昭和60年度受贈)

ア 所在地 三島市富士見台30-7

イ 敷地面積 199㎡(60.20坪)

ウ 受水槽 RC造り 57m<sup>3</sup> 1槽

エ 送水設備 水中モーターポンプ

φ 100m/m×1.2m<sup>3</sup>/min 42m×15kw 2台



(18) 塚原新田配水場(平成13年度建設)

ア 所在地 三島市塚原新田字下原129-1

イ 敷地面積 2,240m<sup>2</sup>

ウ 配水池 RC造り 1,000m<sup>3</sup> 2池

緊急遮断弁 300m/m 1台



(19) 川原ヶ谷中継ポンプ場(平成14年度建設)

ア 所在地 三島市川原ヶ谷字和田50-2外

イ 敷地面積 398.24m<sup>2</sup>

ウ 送水設備 多段うず巻ポンプ

φ 125m/m×1.91m<sup>3</sup>/min 110m×75kw 2台

エ 非常用発電設備 ガスタービン機関発電機 300KVA, 400V 1台



## 6 市営簡易水道事業の規模・施設概要

### (1) 山中新田簡易水道事業

- ア 事業認可年月日 昭和61年2月26日
- イ 給水区域 山中新田及び笹原新田の一部
- ウ 計画給水人口 440人
- エ 計画1日最大給水量 176m<sup>3</sup>
- オ 業務の状況
- (ア) 給水人口 191人
- (イ) 年間総配水量 25,976m<sup>3</sup>
- (ウ) 年間有収水量 25,426m<sup>3</sup>
- (エ) 有収率 97.9%
- (オ) 給水件数 46件
- カ 水源 地下水

### キ 施設の概要

#### (ア) 山中新田取水場(昭和61年度建設)

- a 所在地 山中字エビノ木4758-8
- b 敷地面積 382m<sup>2</sup>
- c 設備



- (a) 取水設備 深井戸 φ250mm×300m 1本
- 取水ポンプ φ50mm/m×0.123m<sup>3</sup>/min 262m×11kw 1台
- (b) 受水槽 RC造 25m<sup>3</sup> 2槽
- (c) 滅菌機 次亜塩素酸ナトリウム溶液注入方式 2台(常用1台)

(イ) 山中新田配水場(昭和62年度建設)

a 所在地 山中字エビノ木4745-4

b 敷地面積 282㎡

c 設備 配水池 RC造り 50m<sup>3</sup> 2池



(2) 佐野見晴台簡易水道事業

ア 事業認可年月日 平成17年10月20日

イ 給水区域 佐野見晴台1丁目・2丁目及び徳倉の一部

ウ 計画給水人口 3,619人

エ 計画1日最大給水量 1,289m<sup>3</sup>

オ 業務の状況

(ア) 給水人口 3,112人

(イ) 年間総配水量 300,253m<sup>3</sup>

(ウ) 年間有収水量 292,507m<sup>3</sup>

(エ) 有収率 97.4%

(オ) 給水件数 990件

カ 水源 地下水

キ 施設の概要

(ア) 佐野見晴台配水場(平成3年度建設・平成17年度受贈)

a 所在地 佐野見晴台2-12-7

b 敷地面積 680㎡

c 設備

(a) 取水設備 深井戸 φ200mm×300m 1本



取水ポンプ  $\phi 80\text{m}/\text{m} \times 0.75\text{m}^3/\text{min}$  170m  $\times$  37kw 1台

(b) 配水池 RC造 950 $\text{m}^3$  1池

緊急遮断弁 250m/m 1台

(c) 滅菌機 次亜塩素酸ナトリウム溶液注入方式 2台 (常用1台)

(イ) 佐野見晴台取水場 (平成3年度建設・平成17年度受贈・平成28年度改築)

a 所在地 佐野見晴台1-25-18

b 敷地面積 120 $\text{m}^2$

c 設備



(a) 取水設備 深井戸  $\phi 250\text{mm} \times 290\text{m}$  1本

取水ポンプ  $\phi 100\text{m}/\text{m} \times 0.7\text{m}^3/\text{min}$  115m  $\times$  30kw 1台

送水ポンプ  $\phi 80\text{m}/\text{m} \times 0.7\text{m}^3/\text{min}$  67m  $\times$  15kw 2台

(b) 受水槽 SUS製 54 $\text{m}^3$  1槽

(c) 滅菌機 次亜塩素酸ナトリウム溶液注入方式 2台 (常用1台)

## 7 水道料金の概要

### 1 現行水道料金（平成 29 年 9 月 30 日まで）

- (1) 料金施行年月日 平成 26 年 4 月 1 日（消費税率引き上げによる）  
 (2) 料金体系 口径別一部用途別逦増制  
 (3) 算出方法 (基本料金＋従量料金) × 108/100  
 (4) 基本料金及び従量料金（税抜）

区分	用途	基本料金(2箇月につき)			従量料金(1立方メートルにつき)	
		量水器の口径	使用水量	料金	使用水量	料金
専用 給水	一般用	13ミリメートル から25ミリメー トルまで	20立方メートル まで	1,270円	20立方メートルを超 え40立方メートルま で	85円
		30ミリメートル から50ミリメー トルまで	20立方メートル まで	2,000円	40立方メートルを超 え100立方メートルま で	95円
		75ミリメートル 以上	20立方メートル まで	7,130円	100立方メートルを超 え200立方メートルま で	100円
					200立方メートルを超 える分	105円
	一般定額用				4,000円	
	公衆浴場用				1立方メートルにつき	22円
	大口用				1立方メートルにつき	85円

#### 備考

- 1 量水器を設置して一般定額用、公衆浴場用及び大口用以外の用途に水道を使用する場合は、「一般用」による。
- 2 量水器を設置しないで水道を使用する場合は、「一般定額用」による。
- 3 量水器を設置して一般公衆浴場用に水道を使用する場合は、「公衆浴場用」による。
- 4 量水器を設置して他の水道事業者に分水するために水道を使用する場合は、「大口用」による。

新料金（平成 29 年 10 月 1 日以降）は次ページに記載

## 2 新水道料金（平成 29 年 10 月 1 日以降）

- (1) 料金施行年月日 平成 29 年 10 月 1 日  
 (2) 料金体系 口径別一部用途別逦増制  
 (3) 算出方法 (基本料金+従量料金)  
 (4) 基本料金及び従量料金 (税込)

基本料金（2 箇月につき）			従量料金（1 立方メートルにつき）	
量水器の口径	使用水量	料金	使用水量	料金
13ミリメートルから 25ミリメートルまで	20立方メートルまで	1,846円80銭	20立方メートルを超え 40立方メートルまで	123円12銭
30ミリメートルから 50ミリメートルまで	20立方メートルまで	2,905円20銭	40立方メートルを超え 100立方メートルまで	138円24銭
75ミリメートル以上	20立方メートルまで	10,335円60銭	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	144円72銭
			200立方メートルを超える分	152円28銭

### 経過措置

平成29年12月 1 日以後に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

## 3 水道料金の軽減制度

### 漏水による水道料金軽減制度

三島市水道事業給水条例第 2 3 条により、水道の利用者は善良な管理者の注意をもって給水装置の管理に勤めなければならず、本来ならば、漏水はその修繕費用から発生した水道料金にいたる一切の責任を利用者等が負うこととなる。しかし、その発生原因がすべての例において、必ずしも利用者等にあるとは限らず、不可効力的な要素によるもの、善良な管理においても発見が著しく困難であるもの等については、三島市水道事業給水条例第 3 7 条により水道料金の減免を行ない、利用者等の負担軽減を図っている。



4 口径別使用水量状況

(水量単位：m<sup>3</sup>)

年 度		13 ミリ	20 ミリ	25 ミリ	30 ミリ	40 ミリ	50 ミリ	75 ミリ	100 ミリ	合 計
平成24年度	件 数	16,701	246,937	15,685	1,486	820	625	146	30	282,430
	水 量	381,517	9,854,943	1,286,276	452,700	378,387	601,967	572,615	147,111	13,675,516
平成25年度	件 数	16,470	249,087	15,846	1,477	844	624	145	30	284,523
	水 量	366,390	9,742,407	1,274,307	427,174	397,101	640,095	518,127	135,105	13,500,706
平成26年度	件 数	16,274	249,657	15,821	1,456	866	621	145	30	284,870
	水 量	351,367	9,551,218	1,238,114	417,976	392,350	632,673	477,515	125,377	13,186,590
平成27年度	件 数	16,056	251,605	15,958	1,450	876	617	144	30	286,736
	水 量	336,654	9,455,482	1,240,657	407,314	395,255	563,195	470,481	119,008	12,988,046
平成28年度	件 数	16,610	254,700	16,012	1,461	895	619	144	30	290,471
	水 量	350,053	9,479,830	1,221,646	401,178	392,652	549,838	475,405	127,644	12,998,246

※ 各年度3月31日現在の数値。

## 8 上水道水質検査の概要

### 1 基本的な方針

市では、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行っている。

#### (1) 水質検査地点

検査地点は、水源や浄水場などの系統ごと給水栓(蛇口の水)で行う。そのほか、水源の原水や浄水場の浄水で検査を行う。

#### (2) 水質検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と判断した項目について行う。

#### (3) 検査頻度

検査頻度は、水道法及び過去の検査結果などに基づき、項目に応じて設定し実施する。

#### (4) 検査方法

毎日行う検査項目は、民間に委託し行う。

そのほかの項目については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

### 2 水質検査結果

平成 28 年度の水質検査結果は三島市ホームページに掲載。

三島市ホームページアドレス <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

9 組織及び職員数 (平成29年4月1日現在)

